参考資料

参考資料1　豊橋市都市交通計画2026-2035策定経緯
参考資料2　用語集
参考資料3　補助系統の位置づけと必要性

TOYOHASHI
豊橋市都市交通計画 2026-2035

参考資料１　豊橋市都市交通計画2026-2035策定経緯

1 豊橋市都市交通計画2026-2035策定経緯

豊橋市都市交通計画検討委員会開催日		概要
第１回	作業部会　：2024(令和６)年８月９日 検討委員会：2024(令和６)年８月26日	● 都市交通計画の策定に向けた進め方 ● 豊橋市都市交通計画2016-2025の指標の評価の報告
第２回	作業部会　：2024(令和６)年10月30日 検討委員会：2024(令和６)年11月２日	● パーソントリップ調査結果の分析結果の報告 ● 市民意識調査等の結果報告と計画書骨子(素案)の検討
第３回	作業部会　：2024(令和６)年12月５日 検討委員会：2024(令和６)年12月24日	● 計画書骨子(案)の検討 ● 路面電車の評価の概要報告
第４回	作業部会　：2025(令和７)年７月10日 検討委員会：2025(令和７)年８月18日	● 評価指標の検討 ● 事業概要の検討
第５回	作業部会　：2025(令和７)年10月７日 検討委員会：2025(令和７)年11月19日	● 計画書(素案)の検討
パブリックコメント 2026(令和８)年２月２日から2026(令和８)年３月４日		● 市民意見の募集 ● 市民意見の内容と意見に対する市の見解

2 豊橋市都市交通計画検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　この要綱は、豊橋市附属機関設置条例（令和６年度豊橋市条例第３号）第４条の規定に基づき、本市が目指す基本理念（過度に自動車に依存しない都市交通体系の構築）と将来都市構造（集約型都市構造）の実現に向けて取り組むための「都市・地域総合交通戦略」及び本市にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするための「地域公共交通計画」を連携させた豊橋市都市交通計画（以下「交通計画」）を策定することを目的とし、豊橋市都市交通計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次の事務を所掌する。

（１）交通計画の策定に関する事務

（２）その他委員会が必要と認める事務

（組織）

第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長、副委員長及び委員には、別表１に掲げる職にある者をもって充てる。

３　委員長は、委員会を招集し、会議の議長となり、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長が不在のとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

５　別表１に掲げる委員の変更があったときは、遅滞なく、その旨を委員会に届け出なければならない。

（任期）
第４条　委員の任期は交通計画の策定までとする。

（会議）
第５条　委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
２　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（作業部会）
第６条　委員会に作業部会を設置する。
２　部会長、副部会長及び部会員には、別表２に掲げる職にある者をもって充てる。
３　部会長は、作業部会を招集し、会議の議長となり、会務を総理する。
４　副部会長は、部会長が不在のとき又は部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
５　作業部会の所掌事務は次のとおりとし、部会長は、委員会に検討結果等必要な資料を提出する。
（１）都市交通計画の策定に関する調査及び検討
（２）その他委員会又は作業部会が必要と認める事項
６　別表２に掲げる部会員の変更があったときは、遅滞なく、その旨を作業部会に届け出なければならない。

（意見の聴取）
第７条　委員会は、委員長が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務局）
第８条　委員会及び作業部会の庶務は、事務局において処理する。
２　事務局は、豊橋市都市計画部都市交通課職員をもって組織する。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営に関して必要な事項が生じた場合は、別に定めることとする。

附 則
この要綱は、令和６年８月９日から施行する。
この要綱は、令和７年３月21日から施行する。
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。
この要綱は、令和７年７月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

氏名	職名	備考
松本　幸正	名城大学　理工学部　社会基盤デザイン工学科　教授	委員長
杉木　直	豊橋技術科学大学　建築・都市システム学系　教授	副委員長
駒木　伸比古	愛知大学　地域政策学部　教授	
堀　裕樹	国土交通省　中部地方整備局　名古屋国道事務所　計画課 課長	
原田　光一郎	国土交通省　中部運輸局　愛知運輸支局 首席運輸企画専門官	
青柳　克彦	愛知県　都市・交通局　都市計画課　課長	
森田　勇人	愛知県　都市・交通局　交通対策課　課長	
奥谷　敦史	愛知県　東三河建設事務所　維持管理課　課長	
木村　真司	豊橋警察署　交通課　課長	
井上　雅隆	東海旅客鉄道株式会社　東海鉄道事業本部　管理部　企画課 課長代理	
髙井　勇輔	名古屋鉄道株式会社　地域連携部　交通サービス担当　課長	
坂野　慎	豊橋鉄道株式会社　取締役　鉄道部　部長	
綿貫　琢也	豊鉄バス株式会社　常務取締役	
鈴木　英司	豊鉄タクシー株式会社　代表取締役社長	
小林　裕之	公益社団法人愛知県バス協会　専務理事	
青木　良浩	豊橋タクシー協会　会長 東海交通株式会社　代表取締役社長	
松下　裕紀	愛知県交通運輸産業労働組合協議会　幹事	
冨田　佳央	豊橋商工会議所　議員	
川本　恭久	豊橋自治連合会　副会長	
鈴木　佐和子	豊橋障害者(児)団体連合協議会　副会長	
黒野　有一郎	豊橋発展会連盟　会長	
朝倉　規幸	豊橋市老人クラブ連合会　副会長	
鈴木　真理子	豊橋女性団体連絡会　会員	
島村　喜一	豊橋市　副市長	
山本　高敬	豊橋市　建設部　部長	
金子　知永	豊橋市　都市計画部　部長	

別表２（第６条関係）

氏名	職名	備考
松尾　幸二郎	豊橋技術科学大学　建築・都市システム学系　准教授	部会長
大竹　宏昌	豊橋市　都市計画部　都市交通課　課長	副部会長
河合　秀文	豊橋鉄道株式会社　総合企画部　次長	
野澤　幸正	豊鉄バス株式会社　バス営業部　乗合営業課長	
萩本　貴章	東海交通株式会社　営業管理グループ　次長	
岩原　誠	豊鉄タクシー株式会社　営業部　部長	
高橋　一嘉	豊橋警察署　交通課　係長	
林　真也	豊橋市　財務部　財政課　課長	
大林　美依	豊橋市　企画部　政策企画課　課長	
佐藤　靖浩	豊橋市　都市計画部　都市計画課　課長	
中村　紀彦	豊橋市　都市計画部　まちなか活性課　課長	
山下　雅史	豊橋市　建設部　土木管理課　課長	
浅井　清史	豊橋市　建設部　道路建設課　課長	
井上　知之	豊橋市　環境部　環境政策課　課長	
藤江　大光	豊橋市　産業部　観光プロモーション課　課長	
三ツ矢　耕己	豊橋市　福祉部　福祉政策課　課長	
大林　寿彦	豊橋市　福祉部　長寿介護課　課長	
中澤　浩英	豊橋市　福祉部　障害福祉課　課長	
堀江　幸子	豊橋市　こども未来部　子育て支援課　課長	
生駒　雄二	豊橋市　健康部　健康増進課　課長	

参考資料２　用語集

【あ行】

ICT

- Information and Communication Technologyの略。情報・通信に関連する技術の総称。これまで使われてきた「IT（Information Technology）」にコミュニケーションが具体的に表現されている。

アクセス交通

- 最寄りの交通結節点などにアクセスするための郊外部での日常的な移動手段のこと。例えば、徒歩、自転車、コミュニティバス、タクシーなど。

歩いて暮らせるまち区域

- 都市機能誘導区域又は各拠点へのアクセス性に優れた公共交通幹線軸沿線の居住誘導区域内において、居住を積極的に誘導する区域。豊橋市立地適正化計画で定められている。

【か行】

企業シャトルBaaS

- 豊橋市に隣接する静岡県湖西市において、市内の事業者の従業員送迎用シャトルバスを活用して、市民と従業員が混乗できるサービス。BaaS（バース）とは、「Bus」と、様々な移動手段をシームレスにつなぐ概念「MaaS（Mobility as a Service）」を掛け合わせた造語。

居住誘導区域

- 人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域。豊橋市立地適正化計画で定められている。

公共交通幹線軸

- バスや鉄道など、高いサービス水準と速達性、定時性を持つ利便性の高い幹線的な公共交通で、市外との往来に対応する広域幹線や、都市拠点と地域拠点などを結ぶ市内幹線の軸で構築される。

公共交通空白地

- 公共交通の利用が不便な地域であり、鉄道駅あるいはバス停から一定距離以上離れた地域を示す。豊橋市では、鉄道駅は半径700m、バス停（路面電車停留場含む）は半径400mを超える地域を指す。

交通結節機能、交通結節点

- 異なる交通手段又は同じ交通手段を相互に連絡する乗換えを行うことができる機能。また、その場所、施設。

交通手段分担率

- トリップ全体から、それぞれの交通手段がどれくらい利用されているかを示す割合。

コミュニティバス

- 「「地域生活」バス・タクシー」を参照。

【さ行】

サイクル＆ライド

- 自宅から最寄りの駅やバス停まで自転車で行き、近くの駐輪場に駐車して、そこから鉄道やバスなどの公共交通を利用して目的地まで移動すること。

サイクルトレイン・サイクルバス

- 自転車を解体したりすることなく、鉄道やバスの車内にそのまま持ち込むことができるサービス。

GX

- 化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指すこと。グリーン・トランスフォーメーション(green transformation)の略。
 交通GXでは、車両電動化や再生可能エネルギーの地産地消の取組などが代表される。

シームレス

- 「継ぎ目のない」の意味。公共交通分野におけるシームレス化とは、乗継ぎ等の交通機関間の「継ぎ目」や交通ターミナル内の歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフト両面にわたって解消することにより、出発地から目的地までの移動を全体として円滑かつ利便性の高いものとすること。

シェアモビリティ

- 自転車などの移動手段を複数の利用者が共有して利用できるサービス。公共交通の機能を補完してラストワンマイルの移動を支えるとともに、観光振興や地域の活性化等に寄与する。

支線公共交通

- 公共交通幹線軸を補完し、地域拠点と郊外部の住宅地や集落を結ぶ路線バスのこと。

自転車通行空間

- 自転車が通行するための道路又は道路の部分。

集約型都市構造

- 中心市街地や鉄道駅等の主要な交通結節点周辺等に各都市機能が集約され、それらの拠点や生活圏、公共交通沿線に多くの人が居住するとともに、各拠点間のアクセス利便性が高い暮らしやすい都市構造のこと。

上下分離方式・みなし上下分離方式

- 上下分離方式は、公共交通の建設とその後の営業を別の主体が行うこと、若しくは、公共交通の所有と営業を別の主体が行うことを指す。
 みなし上下分離方式は、実際には上下分離を行わないものの、公共主体が経費相当分を支援することで交通事業者を支援する取組のこと。

ゾーン制運賃

- 都市内をいくつかのゾーンに分類し、乗車してから下車するまでに通過するゾーンの数で運賃を決める方式。

【た行】

DX

- ICT等が社会や組織、業務に浸透することによってもたらされる変革のこと。デジタルトランスフォーメーション（digital transformation）の略。
 交通DXでは、自動運転やMaaSなどデジタル技術の実装が代表される。

代表交通手段

- 1つのトリップでいくつかの交通手段を乗り換えた場合のその中の主な交通手段。本計画の主な交通手段の集計上の優先順位は、鉄道、バス、タクシー、自家用車、自動二輪、自転車、徒歩の順としている。

地域間幹線系統

- 地域間交通ネットワークを形成する地域をまたがる広域的なバス路線等のこと。

地域拠点（市街化区域）

- 南栄駅周辺、二川駅周辺、井原停留場周辺及び藤沢町周辺における、店舗や病院、銀行など日常生活に必要な都市機能の集積を高め、市街地内の生活圏の中心となる拠点。

地域拠点（市街化調整区域）

- 大清水駅周辺、和田辻停留所周辺における、交通結節機能や施設を活かし、日用品を扱う店舗や病院など身近な都市機能の維持を図り、市街化調整区域の生活圏の中心となる拠点。

地域公共交通活性化推進協議会

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的に設置するもの。また、市民の日常生活に必要な移動手段の確保に向け、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項の協議も行う。

地域内フィーダー系統

- 地域間幹線系統に対し、支線として接続して運行する路線バス及び市内のアクセス交通として接続するコミュニティバスのこと。

「地域生活」バス・タクシー

- 交通事業者による従来の乗合型公共交通の運行が難しい地域において、その地域住民が主体となり、日常の移動手段として確保する乗合型の公共交通。

道路交通センサス

- 道路計画のための基礎資料を得るための、自動車の動きの調査。

都市機能

- 都市において生活を営む上で必要な機能。例えば「居住機能」「工業生産機能」「商業業務機能」「行政機能」「文化機能」「レクリエーション機能」等のほか、「自然機能」や「農業機能」も都市機能に含む。

都市機能誘導区域

- 商業・医療・福祉等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。豊橋市立地適正化計画で定められている。

都市拠点

- 鉄道や路面電車、路線バスなどの利便性の高い公共交通が集中している豊橋駅周辺における、商業施設、医療施設、福祉施設、金融施設、行政施設といった高度で多様な都市サービスを享受できる広域的な都市機能の集積及び多様な世代やライフスタイルに応じた居住と雇用の場を確保する、にぎわいと活気のある東三河の中心拠点。

トランジットモール

- 中心市街地やメインストリートなどの商店街を、歩行空間（モール）として整備するとともに、バスや路面電車など公共交通（トランジット）だけを通行させ、モール内や外部空間とモールを結ぶ安全で快適な移動手段として活用すること。

【な行】

ネーミングライツ

- 行政の新たな財源を確保し、施設の良好な管理運営の維持につなげるとともに、事業者等の広告活動の機会を創出し、施設の魅力向上や地域活性化を図ること。

乗合バス

- 法に定める一般乗合旅客自動車運送事業として運行される路線バス及びコミュニティバスの総称。

【は行】

パーク＆ライド

- 自宅から最寄りの駅やバス停まで自家用車で行き、近くの駐車場に駐車して、そこから鉄道やバスなどの公共交通を利用して目的地まで移動すること。

パーソントリップ調査

- person（人）のtrip（ある目的のため出発地から到着地まで移動すること）に関する調査のことをいう。「どのような人が、いつ、どこから、どこへ、どんな目的で、どのような移動手段を使って移動しているかのデータを把握し、多様な交通手段の利用実態の定量的な把握、将来の交通量の予測、今後の都市交通施設の整備・運用方針の検討などの基礎資料として活用される。

バスロケーションシステム

- バスの現在位置が、パソコンやスマートフォンでリアルタイムに反映されるシステム。バスがいつ来るのか、いまどこを走っているのかといった運行状況を確認できる。

BCP

- Business Continuity Planの略。災害や事故などの緊急事態に遭遇した場合において、損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

【ま行】

マルチモーダル

- 「Multi(複数の)-modal(情報を伝える手段・方法)」の意。
 複数の交通機関の連携を通じて、利用者のニーズに対応した効率的で良好な交通環境が提供されること。

MaaS

- Mobility as a Service の略。ICT を活用して交通をクラウド化し、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ(移動)を 1 つのサービスとしてとらえ、シームレスにつなぐ新たな「移動」の概念のこと。2015(平成 27)年の ITS 世界会議で設立された MaaS Alliance では、「MaaS は、いろいろな種類の交通サービスを、需要に応じて利用できる 1 つの移動サービスに統合すること」と定義している。

モビリティ・マネジメント

- 渋滞や環境、あるいは個人の健康等の問題に配慮して、過度に自動車に頼る状態から公共交通や自転車などを「かしこく」使う方向へと自発的に転換することを促す、一般の人々や様々な組織・地域を対象としたコミュニケーションを中心とした持続的な一連の取組。

【や行】

UDタクシー

- ユニバーサルデザインタクシーのこと。健康な方以外にも足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など誰もが利用しやすいタクシー。

優先整備路線(自転車ネットワーク)

- 自転車ネットワークのうち、「自転車の活用のしやすさ」、「自転車の安全性」の視点による優先度が高い路線及びこれらの路線との連続性や道路状況による整備可能性を考慮して設定した路線並びに余暇活動での自転車活用として想定した路線。

優先レーン

- 道路交通法第二十条の二(路線バス等優先通行帯)に定められる通行帯で、後方から路線バス等が接近してきたときは、その正常な運行に支障を及ぼさないように、すみやかに当該車両通行帯の外に出なければならない。

【ら行】

リニア中央新幹線

- 東京都から名古屋市を経由し大阪市までの約 438 kmを、超電導リニアによって結ぶ新たな新幹線。

路線バス

- あらかじめ設定した路線上を、設定した時刻表に合わせて有償で運行するバス。

参考資料３　補助系統の位置づけと必要性

1　地域公共交通における補助系統の位置づけ

本市のコミュニティバス及び路線バスは、持続可能な地域公共交通ネットワークを維持するために、国や県、市の補助を受けながら運行しています。本計画で補助系統を位置づけ、その役割を明確にすることで効果的、効率的な支援をします。

表 参1-1　地域内フィーダー系統一覧（2025(令和７)年６月時点）

位置づけ	名 称	実施主体	運行系統名等	運行系統			事業許可区分	運行形態	役割	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金	豊橋市「地域生活」バス・タクシー運行補助	確保・維持策
				起点	経由地	終点						
コミュニティバス	北部地区「柿の里バス」（運行は交通事業者）	・北部石巻西川・賀茂線運営協議会 ・北部下条・森岡線運営協議会 ・豊橋市	柿の里萩平・豊川駅東口系統	柿の里萩平	賀茂西	豊川駅東口	４条乗合	路線定期運行	市内のアクセス交通※1	●	●	地域公共交通確保維持改善事業により運行を確保
			豊川駅東口・豊橋医療センター系統	豊川駅東口	鷹丘クリニック アイセロ北 和田辻東 賀茂西	豊橋医療センター	４条乗合	路線定期運行		●	●	
			石巻中山・豊川駅東口系統	石巻中山	賀茂西	豊川駅東口	４条乗合	路線定期運行		●	●	
			石巻中山・豊橋医療センター系統	石巻中山	賀茂西 和田辻東 アイセロ北 鷹丘クリニック	豊橋医療センター	４条乗合	路線定期運行		●	●	
			石巻中山・豊橋医療センター系統	石巻中山	五井 鷹丘クリニック 和田辻東	豊橋医療センター	４条乗合	路線定期運行		●	●	
			石巻中山・豊川駅東口系統	石巻中山	賀茂西 バロー豊川店	豊川駅東口	４条乗合	路線定期運行		●	●	
			石巻中山・豊橋医療センター系統	石巻中山	賀茂西 和田辻東 アイセロ北	豊橋医療センター	４条乗合	路線定期運行		●	●	
			豊川駅東口・豊橋医療センター系統	豊橋医療センター	アイセロ北 和田辻東 賀茂西 バロー豊川店	豊川駅東口	４条乗合	路線定期運行		●	●	
			賀茂西・豊橋医療センター系統	豊橋医療センター	鷹丘クリニック 五井 和田辻東	賀茂西	４条乗合	路線定期運行		●	●	
	南部地区「愛のりくん」（運行は交通事業者）	・表浜地域公共交通推進委員会 ・豊橋市	高根・芦原	高根校区	高根校区	芦原駅	４条乗合	区域運行		●	●	
			豊南・大清水	豊南校区	豊南校区	大清水まなび交流館	４条乗合	区域運行		●	●	
	前芝地区「しおかぜバス」（運行は交通事業者）	・しおかぜバス運営協議会 ・豊橋市	梅薮前芝線	西駅前	前芝	梅薮	４条乗合	路線定期運行		●	●	
	川北地区「かわきたバス」（運行は交通事業者）	・かわきたバス運営委員会 ・豊橋市	下地・津田～豊橋駅前系統	JA津田支店	圭野医院	豊橋駅前	４条乗合	路線定期運行			●	利用促進により現状の収益を維持
			下地・津田～大村系統	JA津田支店	豊橋駅前（大村行）	ファミリーマート	４条乗合	路線定期運行		●	●	地域公共交通確保維持改善事業により運行を確保
			大村～下地・津田系統	ファミリーマート	豊橋駅前（下地・津田行）	セブンイレブン豊橋	４条乗合	路線定期運行		●	●	
	南部地区「愛のりくん」（運行は交通事業者）	・表浜地域公共交通推進委員会 ・豊橋市	細谷・二川	細谷校区	細谷校区	ヤマナカ二川店	４条乗合	区域運行		●	●	
			小沢・二川	小沢校区	小沢校区	ヤマナカ二川店	４条乗合	区域運行		●	●	
	東部地区「やまびこ号」（運行は交通事業者）	・東山バス運営協議会 ・豊橋市	東部東山線	運動公園前	-	二川駅	４条乗合	路線定期運行			●	利用促進により現状の収益を維持
路線バス	野依地区「三本木線」	・豊鉄バス株式会社	三本木線（くすのき特別支援学校）	豊橋駅前	北山	くすのき特別支援学校	４条乗合	路線定期運行	市内運行路線※2	●	●	地域公共交通確保維持改善事業により運行を確保
			三本木線(野依)	豊橋駅前	北山	野依	４条乗合	路線定期運行		●	●	

※1　市内のアクセス交通とは、従来の乗合型公共交通サービスの確保が難しい地域において、鉄道駅といった最寄りの交通結節点にアクセスしやすくする路線

※2　市内運行路線とは、公共交通幹線軸を補完し、一団の住宅地や主要施設などと交通結節点とを結び、日常生活に対応できるサービス水準を確保した路線

表 参1-2　地域間幹線系統及びその他バス路線一覧（2025（令和７）年６月時点）

位置づけ	実施主体	路線名	運行区間	事業許可区分	運行形態	役割	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金	豊橋市バス運行対策費補助金	確保・維持策
路線バス	豊鉄バス株式会社	伊良湖本線	豊橋駅前－保美	4条乗合	路線定期運行	広域的な路線※1	●	●	地域公共交通確保維持改善事業及び豊橋市バス運行対策事業により運行を確保
		豊川線	豊橋駅前－豊川体育館前	4条乗合	路線定期運行		●	●	
			豊橋駅前－豊川駅前				●	●	
			豊橋駅前－イオンモール豊川				●	●	
		新豊線	豊橋駅前－新城富永	4条乗合	路線定期運行		●	●	
		三本木線	豊橋駅前－くすのき特別支援学校	4条乗合	路線定期運行	市内運行路線※2		●	豊橋市バス運行対策事業により運行を確保
		豊橋技科大線	豊橋駅前－福祉村	4条乗合	路線定期運行			●	
		飯村岩崎線	豊橋駅前－赤岩口	4条乗合	路線定期運行			●	
		天伯団地線	豊橋駅前－天伯団地	4条乗合	路線定期運行			●	
		二川線	豊橋駅前－一里山	4条乗合	路線定期運行			●	
		豊橋和田辻線	豊橋駅前－嵩山 豊橋駅前－四ツ谷	4条乗合	路線定期運行			●	
		中浜大崎線	豊橋駅前－デンソー前	4条乗合	路線定期運行			●	
		卸団地線	豊橋駅前－総合スポーツ公園	4条乗合	路線定期運行			●	
		神野ふ頭線	豊橋駅西口－西ふ頭北	4条乗合	路線定期運行			●	
		レイクタウン線	豊橋南プラザ－豊橋南プラザ （経由地 小学校西－レイクヒルズ）	4条乗合	路線定期運行			●	
		牛川金田線	豊橋駅前－金田住宅前	4条乗合	路線定期運行				利用促進により現状の収益を維持
		西口線	豊橋駅前－西口	4条乗合	路線定期運行				
		岩田団地線	豊橋駅前－中岩田三丁目	4条乗合	路線定期運行				
		小浜大崎線	豊橋駅前－大崎	4条乗合	路線定期運行				
		豊橋市民病院線	豊橋駅前－総合スポーツ公園	4条乗合	路線定期運行				
		牟呂線	西駅前－築地橋－西駅（左まわり） 西駅前－往完町－西駅前（右まわり）	4条乗合	路線定期運行				

※1　広域的な路線とは、市内から市域外への流動と市外からの来訪者の需要及び市内の都市拠点と地域拠点の移動に対応した路線

※2　市内運行路線とは、公共交通幹線軸を補完し、一団の住宅地や主要施設などと交通結節点とを結び、日常生活に対応できるサービス水準を確保した路線

2 地域公共交通確保維持改善事業の必要性

2.1 地域内フィーダー系統

地域内フィーダー系統は、高齢化が進む北部地区、南部地区、前芝地区、川北地区及び野依地区では、沿線住民の買い物など日常生活を営む上で必要な交通手段としての役割を担っています。

①柿の里バスは北部地区において、地域内の通院や買い物での利用に加え、豊川駅でＪＲ飯田線や路線バス、赤岩口で路面電車への乗換えを行い、中心市街地へアクセスするための交通として必要な路線です。
②愛のりくんは南部地区において、渥美線、東海道本線への乗換えのアクセス交通として必要な路線です。
③しおかぜバスは前芝地区、かわきたバスは川北地区において、成田記念病院や豊橋市民病院への通院及び、豊橋駅へアクセスしその後の広範囲での移動に必要な路線です。
④三本木線は野依地区において、豊橋市立くすのき特別支援学校への交通手段や、成田記念病院や豊橋市民病院への通院及び、豊橋駅へアクセスしその後の広範囲での移動に必要な路線です。

①から④のコミュニティバスや路線バスは、地域住民の必要不可欠な移動を確保し、豊かで快適に生活するためになくてはならないものですが、自治体や事業者の運営努力だけでは、路線の維持が難しいため、地域公共交通確保維持改善事業により運行を確保・維持する必要があります。

2.2 地域間幹線系統

地域間幹線系統は、市域をまたいでの利用者が多くを占め、通勤、通学、通院や買い物など利用者の生活の足として広域的な交通の役割を担っています。

①伊良湖本線は、通院や豊橋駅、田原駅への鉄道利用、沿線高校への通学利用のほか、日中は高齢者の田原市街地での買い物で利用される広域的な移動に必要な路線です。
②豊川線は、豊橋市、豊川市の相互間の通勤、通院や大型商業施設への買い物で利用される広域的な移動に必要な路線です。
③新豊線は、豊橋市、豊川市の相互間の通勤、通院や大型商業施設への買い物で利用される広域的な移動に必要な路線です。

①から③の路線バスは、必要不可欠な広域的な移動を確保し、豊かで快適に生活するためになくてはならないものですが、事業者の運営努力だけでは、路線の維持が難しいため、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

3 豊橋市路線バス運行対策事業

路線バスは、周辺都市との移動、市内の都市拠点と地域拠点の移動及び一団の住宅地や主要施設などと交通結節点との移動を支えていることから、日常生活に対応できるサービス水準を確保する必要があります。そのため、輸送人員の減少等により運行の継続が困難な路線について、助成措置を講じ市民の移動手段の確保を図ります。

4 豊橋市「地域生活」バス・タクシー運行事業

コミュニティバスは、従来の乗合型公共交通の運行が難しい地域において生活する上で必要な移動手段であり、地域住民の福祉の向上のため、路線を維持する必要があります。そのため、本格運行事業を実施する事業者に対して、運行にかかる経費の助成措置を講じ路線の維持を図ります。

豊橋市都市交通計画2026-2035

2026(令和8)年3月策定
発行　豊橋市
編集　豊橋市都市計画部都市交通課
〒440-8501　愛知県豊橋市今橋町1番地
電話　0532-51-2620



